

資料1

川島町災害情報伝達検討委員名簿

no.	区分	所属	氏名	備考
1	第3条2項1号 有識者及び学識経験者	城西大学 現代政策学部 社会経済システム学科 助教	飯塚 智規	
2		株式会社テレビ埼玉 営業局営業部 主任	木村 みちえ	
3	第3条2項2号 関係する地方公共団体の代表	埼玉県 危機管理部 消防防災課 主幹	関根 和則	
4	第3条2項3号 埼玉県警察の警察官	東松山警察署 警備係長	田中 顯浩	
5	第3条2項4号 川越地区消防組合の代表	川越地区消防組合 川島消防署 副署長	水村 一重	
6	第3条2項5号 川島町消防団長及び副団長	川島町消防団 団長	小川 敏晴	
7		川島町消防団 副団長	笹岡 稔	
8		川島町消防団 副団長	高野 裕幸	
9	第3条2項6号 各地区代表区長及び住民有識者	中山地区代表区長	利根川 洋治	
10		伊草地区代表区長	永田 久男	
11		三保谷地区代表区長	神山 文夫	
12		小見野地区代表区長	尾林 浩	
13		ハツ保地区代表区長	馬場 三郎	
14		出丸地区代表区長	宇津木 康明	
15		川島町 政策推進課 課長	藤間 隆	
16	第3条2項7号 町職員	川島町 総務課 課長	鈴木 克久	
17		川島町 健康福祉課 課長	内野 修一	
18		川島町 まち整備課 課長	石川 和貴	
19		川島町 上下水道課 課長	小久保 聰	
20		川島町 教育総務課 課長	石川 勉	

川島町災害情報伝達検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川島町における災害情報伝達のあり方等を検討するため、川島町災害情報伝達検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討し、その結果を町長に報告する。

- (1) 災害情報伝達手段整備基本計画に関すること。
- (2) 災害情報伝達手段の機能及び規模に関すること。
- (3) その他災害情報伝達に関し必要なこと。

(組織等)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 有識者及び学識経験者
- (2) 関係する地方公共団体の代表
- (3) 埼玉県警察の警察官
- (4) 川越地区消防組合の代表
- (5) 川島町消防団長及び副団長
- (6) 各地区代表区長及び住民有識者
- (7) 町職員

3 委員会は、必要に応じて、助言者を置くことができる。

4 委員の任期は、第2条に規定する報告をもって解散するものとする。

5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

- 第6条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

- 第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。